

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 池永
日 時	平成29年10月24日(火曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午前 11 時 53 分
出席委員	◎奥村、○石野、並河、藤本、木曾、明田、西口（湊議長）		
出席理事者	【まちづくり推進部】竹村部長、並河事業担当部長 [都市計画課]関口課長、瀬野開発担当課長、石田副課長、谷主任 【土木建築部】柴田部長、中西施設担当部長 [桂川・道路整備課]関課長 [建築住宅課]木村副課長、数井住宅係長		
出席事務局	池永主任		
傍聴者	市民1名	報道関係者0名	議員0名

会 議 の 概 要

10:00

1 開議（奥村委員長あいさつ）

[事務局主任より日程説明]

2 案件

（1）市街化調整区域の既存集落の区域指定について （まちづくり推進部行政報告）

[まちづくり推進部入室]

[まちづくり推進部長あいさつ]

<まちづくり推進部長>

先日の22日の台風21号では、市内の多いところで24時間に200ミリ程度の降雨があった。加えて、風速20メートルを超える強風が吹き、市内でも数件の被害等が発生している。当部所管施設は雨の被害はなかったが、風による影響で亀岡運動公園他2カ所の公園で倒木や枝折れがあった。また、大堰川緑地東公園の移動式のバックネットや仮設便所が転倒し、街路樹でも倒木や枝折れが発生した。公園の利用や交通に支障のないよう、早急な対応に努めているところである。

10:05

[都市計画課開発担当課長 資料に基づき説明]

10:21

[質疑]

<並河委員>

私は調整区域に住んでいる。ずっと昔に空き地があったところに、京都府の申請が通ったということで8軒ほど建っている。そういうところについて、実際に建て替えしようと思ってもできないと聞かすが、このような新しい制度になれば、建て替え

できるようになるのか。

<都市計画課開発担当課長>

現行制度においても、違法に建てたもの等でなければ通常、建て替えはできる。この区域指定を行うと、空き地に建てたり、従来農家住宅であったものを一般の人の住宅として建て替えたりすることも可能になる。

<並河委員>

別件で、農家の息子が家を建てたが、事情によりその家がなくなり、そこに息子の息子が家を建てようとしたら建てられないということがあった。既存の家の跡に建てられないということで、違うところに建てられた。違法な届け出のもとに建てられた家は建て替えができないと言われているが、そのようなことは従来通りなのか。

<奥村委員長>

個別の案件なので、個別に相談されたい。

<都市計画課開発担当課長>

個別の案件によるので一概には言えない。この区域指定の制度により、現在は昔から宅地であったところでなければできないところを、どういった場所でも住宅を建てられるようになるという意味では、新たに住宅を建てることは可能かと考える。

<木曾委員>

市街化区域と市街化調整区域の区分は従来どおりの形で進めるという大前提がありながら、土地の有効活用を進めるということであるが、これは京都府から亀岡市への権限移譲によりできたのか、それとも国全体としてこういう土地活用をしていくという基本的な考え方の中で進められているものなのか。

<都市計画課開発担当課長>

調整区域の緩和といった意味合いがあるが、全国的にも調整区域での人口減少があり、国でも徐々に規制緩和の技術的助言が出る等の動きもある。従来、京都府が行っていた時代には、府内すべての市町村を見て基準を作っておられた。市として権限移譲を受け、亀岡市域の実情にきめ細かく対応できるという意味では、許可権限を受けた効果を生かして取組める制度だと考える。

<木曾委員>

今までは南丹の都市計画全体の中で市街化区域への編入について取組んできた経過がある。調整区域を市街化区域に編入することが難しいから緩和しようとしているのか。法的根拠は何か。

<都市計画課開発担当課長>

資料No.1のP8に参考として添付している。都市計画法第34条第12号に区域指定の根拠法がある。この法律を受けて本年4月1日に市条例を施行した。条例第8条(3)に新たに規定整備を行い、区域指定に取り組んでいるものである。

<木曾委員>

都市計画法第34条第12号の部分について、今までは京都府であったものが、今度は亀岡市で条例を作って、緩和を行っていくということか。

<都市計画課開発担当課長>

そうである。

<木曾委員>

既存宅地の建て替えについては、かなり緩和されて変わってきた。ただ問題は、それをだしにして開発業者が入り込んで違法開発した時に規制できるのかということである。建て替えと称して建て、分割して結局一般の住宅開発のような形にされてしまう。そこには占有の土地があり、2項道路等いろいろな市道以外の部分があ

ったりして、非常に複雑で入った人も混乱する等、いろいろなことが市街化調整区域にはあると思うが、そういったことを条例に盛り込むことはできるのか。

<都市計画課開発担当課長>

条例で盛り込める内容については、指定しようとするものの区域、目的又は予定建築物等の用途と法律で定められている。それ以外の細かい部分について、条例の中に何か他の規制を盛り込むことは難しいと考える。条例の中で建物の用途を指定しようとしているが、例えば開発業者に開発される恐れがあるような建物はこの地域では認めないでおこうということ等を、各自治会と慎重に検討しながら、認められる用途を詰めていきたい。

<木曾委員>

農家の二男等が建てることができるのは大きな前進である。しかし問題は、それに便乗した開発行為が行われた場合である。条例の中にきちんと書かない限り、いろいろなトラブルが起きるのではないかと。きちんと整理しないと、建てた後に問題が起きる可能性がある。住民のコンセンサスを含め、いろいろな人が入ってきたらそれでよいというのではない。調整区域は市街化区域とは違うので、既存のコミュニティを壊さないようにすべきである。条例で難しいのであれば、要綱等何らかの形で定めておかないと難しい。農家の二男等が建築するのは、そのコミュニティを知っているのでは問題はないが、それ以外の人がある場合にどうするか判断が難しい。地域との連携を取りながら実施していくという要綱等をきちんと整理しないと混乱するのではないかと。他市で実際に運用しているところは知っているか。

<都市計画課開発担当課長>

既に福知山市において、京都府の権限のもとに指定されている地区は複数ある。

<木曾委員>

福知山市の問題点や利点を整理し、本市でも運用できる内容をしっかり取り入れた条例にしていく考えは。

<都市計画課開発担当課長>

細かい許可条件等は、今後予定している規則改正に盛り込む予定にしている。福知山市の事例や各自治会の意見をよく聴いて、規則等の中で規定整備できるものは盛り込み、規則で難しいものは要綱等という形で、なるべく地域に混乱が生じないように取組んでいきたい。

<木曾委員>

最近周辺地域では空き家が増えている。それを利用したゲストハウス等も考えられるが、細心の注意を払わないと、地域コミュニティとの関係もある。地域が受け入れられるか精査した中で開発許可しないと難しい。地域の受け入れ態勢ができていの中で推進するのはよいが、そういうことを好まない地域に同じような策をとってうまくいかない。その点を十分考えた上で条例整備されたい。

<まちづくり推進部長>

指摘の点は十分理解している。現在も例えば保津町と十分協議を行っている。どういった形のものが良いか、用途や敷地面積にしても、今の地域コミュニティやまちの文化が壊されないようにと地元自治会も気にしておられる。我々もそれを無視して区域指定していく考えはない。あくまで地域コミュニティ等を今後も維持していく中で、区域指定していく考えである。議員指摘の点に十分配慮する中で、明確な規定を定めながら進めていきたい。

<木曾委員>

P2、市街化調整区域に丸印をされている。まずは保津町でスタートし、実績を上

げてから徐々に進めるのか、それとも一斉に実施するつもりなのか。段階的に、自治会の協力体制ができた段階でスタートするのがよいと思うがどうか。

<奥村委員長>

旭町・篠町・大井町には印がないが、この丸印は仮のものなのか。

<まちづくり推進部長>

あくまで市街化調整区域における既存集落を示しているが、抜けているところもある。大井町・篠町・旭町にも市街化調整区域がある。一斉に実施するのは難しい。まずはモデル地区のような形で保津町に入り、現在整理している状況である。声をかけてほしいという自治会が他にもあり、そこには勉強会に行っている。また、こちらから声かけをしている地域もある。区域指定しようとしても簡単な事務では済まないのが現実であり、一斉にすることができない状況である。十分に自治会と話を進めながら、望まれる地域を指定していきたいと考えている。

<都市計画課長>

移住促進特別区域の指定をふるさと創生課が実施しているが、それとリンクする形で進めようと考えている。保津町が区域指定された。西別院町は区域外だが、川東地区が指定される予定であると聞いている。それとリンクした形で進めたいと考えている。

<西口委員>

保津町で説明しておられ、概略は理解している。昔から屋敷の中に苗代といって田植えの前に苗を育てる場所があり、現在、田として課税されているところがあるが、現実的に住宅が建った時点で田と区分けして課税されるのかとある人から聞かれている。そのようなことも地域に入った時には説明が必要だと考える。課税対象になる時期は。また、屋敷の中は全て宅地となるのか。

<都市計画課開発担当課長>

税の細かな取扱いについては、所管課に事例を事前に確認し、地元自治会に説明する際には説明していきたい。ただ、この区域指定をすることによって、例えばその瞬間に固定資産税が上がるということはないと所管課から聞いている。そのような説明は各自治会に行っているが、今言われたような細かいケースについても、事前に所管課に確認したうえで、答えられる範囲で説明していきたい。

<藤本委員>

市街化調整区域で移住促進していくとすれば、地域行事への参画など、住民理解等の手続きが重要になる。それをしっかりしたうえで、空き家をゲストハウスや喫茶店にしていく等、新しい地域コミュニティの促進が非常に大事になってくる。旭町でゲストハウスをしているところがあるが、調整区域のため、今の法律では有料で宿泊できない。そういうところも、こういう制度が充実し、各地域の集落の特色を出した新しいコミュニティの形成、移住促進につながることを期待する。地域でトラブルのないようにしっかりと推進されたい。

<奥村委員長>

調整区域だから料金が取れないということはないのではないかと。

建築基準法を含め、家を建てる時にはいろいろな制約がある。転用についての農業委員会との調整等、関係課と調整しながら進めていただきたい。上下水道も新たに整備しなければならぬが、きちんと調整しながら計画を進めているのか。

<都市計画課開発担当課長>

建物を建てるとなると建築基準法という法律の制約があるが、所管の南丹土木事務所と調整している。農地転用については農業委員会と府の振興局の関係課と調整し

ている。上下水道についても、しっかりと庁内関係課と連携しながら進めていきたい。

<木曾委員>

権限移譲によりお金と人が来ているなら問題ないが、仕事量だけ増えているのであれば、これまでの事業だけでも大変であったのに、これを受けて充実していこうとすれば、莫大な時間と労力が要る。今のまちづくり推進部のスタッフで十分なのか。実際に動かすとなると大変なことが起こるのではないか。人の配置も必要なのではないか。

<まちづくり推進部長>

今年度から開発許可の制度の権限移譲を受けた。組織・機構としては開発許可係を新設し、担当課長を置き、開発許可係も3人としている。従来都市計画課からは人員を増やしている。権限移譲により、昨今問題になっている市街化調整区域における人口減少に対する新たな施策として、取組みが進められることとなった。事務に必要な経費をいただくことはできないが、権限移譲によって、市のまちづくりの考え方の中で進めることができる部分も多くある。亀岡市が権限移譲を申し出て受けたことであり、しっかりと取組んで本市の独自のまちづくりを進めていきたい。

<木曾委員>

人員を増やしており大丈夫とのことであるが、権限移譲により専門的知識が必要になってくる。資格等を取っておく方が、業者との関係を含め、対外的に対応しやすいのではないか。そのような面では少し不足している部分があるのではないか。南丹土木事務所は、開発指導について資格を持っている人が多く、的確なアドバイス・指摘・指導をされていたと聞く。人材の育成をしていかねばならない部分が出てくるのではないか。そういうことが結果としてスムーズな事務執行につながるのではないか。人員は十分配置されているとのことであるが、それぞれの職員の対応の質を上げていく必要があるのではないか。

<まちづくり推進部長>

現在は担当課長が府から来ていただいているのに加え、担当職員も研修等を受けている。今後もスキルアップ・資質向上に努めていきたい。

[まちづくり推進部退室]

10 : 55

(2) 空家等対策条例の制定、空家等対策計画の策定について (土木建築部行政報告)

[土木建築部入室]

[土木建築部長あいさつ]

<土木建築部長>

台風21号による当部の被害状況を報告する。強風による被害が多く発生した。市営の北古世住宅をはじめ、各公営住宅の屋根の損傷や、街路樹や沿線からの倒木による道路被害が発生している。現時点で、桂川の増水に伴う保津小橋、また、倒木による東別院町での通行止めが継続している。今回の被害による復旧費用については、今後、財政協議を経て、補正予算対応を行う必要が生じると考える。

11 : 00

[質疑]

<並河委員>

空き家の数が亀岡市でも2310戸と書かれているが、場所など具体的な特徴は。

<奥村委員長>

今言われた2310戸は1戸建ての数であるが、どうか。

<土木建築部施設担当部長>

特徴は特にない。市内では一戸建ての住宅が多い。共同住宅はあまり数がないため、その相談はあまり発生していない。空き家の分散については、ほぼ市内一円に広がっている。

<並河委員>

市内全域に広がっているとのことであるが、中心部や周辺部に固まっているのではなく、平均的なのか。

<土木建築部施設担当部長>

そうである。数の大小はあるが、市内各地で空き家が発生している。

<明田委員>

約400戸の管理不全状態と表現されているが、具体的な内容は。

<土木建築部施設担当部長>

一番大きいのは、敷地内の樹木等が繁茂して外部に出ている状態、また建物が倒壊とまでいく物件は多くないが、屋根材や外壁材が剥がれ落ちようとしているような状態がある。そういうことが、住宅・土地統計調査と実際に市内を見に行った割合から約400戸あると推計している。

<明田委員>

今の中で、持ち主が住んでいる・住んでいないの区分けは。

<奥村委員長>

空き家なので住んでいないのではないか。所有者が業者持ちかという意味か。

<明田委員>

それでよい。

<奥村委員長>

所有者が実際に確定して、共同住宅を含めて約4千とのことであるが、その割合は。業者持ちになっているのか。

<土木建築部施設担当部長>

調査したところ、不動産屋の看板が上がっているものは省いている。空き家については所有者の特定を現在順次進めているので、所有者が判明する住宅はかなりあるが、所有者が普段どれだけ管理しているかが問題である。アンケート調査をしているが、年に1～2回来られたらよいという人がかなり多い。そういう人については木もかなり繁茂しているというのが今の代表的な空き家の状態である。

<奥村委員長>

業者持ちのものは数字に入っていないのか。

<土木建築部施設担当部長>

空き家としては入っている。

<藤本委員>

所有者が他市の人で、亡くなって相続者がどこにいるか分からない場合に問題になりやすい。まずそういう人に対する条例の告知が大事になる。東つつじヶ丘で、京都市におられた所有者が亡くなって、木が繁茂して隣の住宅まできて、許可を取らずに勝手に切っている。所有者が分からないから問題になっていないが、分かったら大きな問題になる可能性もある。畑野町でも、迷惑をこうむっていても近所の人手も足も出せない現状がある。特定空家の認定をするのに、資格を持った認定士がいると思うが、本市にはいるのか。また、今後認定士を作っていく計画は。

<土木建築部施設担当部長>

対策計画の中で特定空家の認定基準を定めており、市にいる建築の技術者で現地調査を行い、その認定基準によって認定していく流れを考えており、認定に関する特別な資格も現存しないため、市の建築サイドで認定していく考えである。

<木曾委員>

空き家の所有者が不明の場合、所有者が分かるが管理できていない場合、相続等で所有者が複数にわたっており連絡を取れる人と取れない人がある場合等、同じ空き家でも対策のしかたが違うと思うが、そのような分類はしているのか。

<土木建築部施設担当部長>

先ほど申し上げた400戸、2310戸というのは住宅・土地統計調査からの推計値であり、言われたようなことを全てつかんでいるわけではない。市としては毎年調査を進めており、昨年度は100戸、今年度は200戸の実態調査を行っている。約150戸は所有者等が特定できており、その方々については、管理不全の状態であるということと、どのような管理をしているのかというアンケート等、郵送で連絡をとっている。対策計画や条例が策定されると、それに基づいて啓発等の文書を送り、法に基づく行政指導や命令等に関しても発展させたいと考えている。現在の2310戸すべての分類はまだできていない。

<木曾委員>

データの分類が非常に重要である。ここ5年ほどで加速度的に空き家が増加する可能性があるが、分類により対策のしかたが異なる。管理できないため取り壊して更地にしたいが、更地にしたら税金が高くなるので、壊れかけていても家を持っているというケースが出てくると考える。そのような対策はこの中にはなかったようだが、そういうことを盛り込むことも考えないと、根本的な解決にならないのではないかと。

<土木建築部施設担当部長>

空き家を増やさないことが一番重要であり、利活用の啓発が一番である。もちろん特定空家等になって周辺に迷惑をかけている物件は法に基づいて措置せねばならないが、それ以前に特定空家にならない方策が大事である。現在も行っているが、空き家バンクへ登録して利活用を図っていただくとか、現在の状態を伝えて、年に1回の管理を2～3回にしてもらおう等、それぞれの積み上げになると思うが、少しでも環境を良くしていきたいと考えている。アンケート調査をしても空き家バンク等の存在を知らない人もかなりいるので、積極的に促していきたい。

<木曾委員>

空き家のままだと数年でひどい状況になる。その前に空き家バンクに登録していただき住んでもらう。そういう形にすれば空き家も減っていくのではないかと。だからこそ分類が必要である。分類しないと空き家で放置される部分が増えてくる。分類することからスタートし、市全体のマップができて一目瞭然でわかるような形になれば、例えば災害時や防災面で適切な対応ができてくるのではないかと。基本的な部

分を整理していくことが条例と同時に大事であると考えているがどうか。

<土木建築部施設担当部長>

おっしゃるように、まず実態をつかむ、所有者を特定し啓発を行い、利用できるものは利用してもらい、特定空家を作らないのが一番である。限度もあるが、日々調査を重ねていき、データベースの範囲を広げて分類し、特定空家になりそうな物件に対して特に啓発等を進め、特定空家を作らない努力をしていきたい。

<木曾委員>

空き家バンクへの登録数が増えない原因を追究し、できるだけ登録してもらい、空き家の状況が改善する方向に進めていただきたい。問題点が何かをつかまないと、空き家バンクに登録してもらうことはなかなか難しい。登録してもらいやすい状況を作り出す対策をお願いしたい。

<土木建築部施設担当部長>

150件ほどの特定できた所有者にアンケートをしたところ、所有者の半数が市内の人で、半数が市外の人であった。市内だけの広報ではなかなか情報を届けられない。積極的に特定したうえで、情報提供等を行っていきたい。

<西口委員>

国の整備事業の関係で、保津町に住宅付きの屋敷があり、自分の屋敷と市の住宅と境界線があって区分けされている。他の人にその土地を売って出て行ってしまい、住宅だけが残っているものが保津町で2～3戸あるが、それは市のものなので活用すべきだとずっと言っている。市の財産であり、家賃収入を得られるようにすべきである。それが空き家として放ってある。部落解放同盟と話しなければならないということも聞くが、市が所有している財産である。つつじヶ丘の人で保津小学校に行かせたいが校区の関係で行けないという人があり、空き家を探しておられる。よい手立てがあればと考える。鉄筋コンクリートで丈夫な家であり、活用できないのか。もともと権利がある人が売却して出て行っているものであり、部落解放同盟は関係ないのではないか。その対策はどのように考えているのか。

<土木建築部施設担当部長>

以前から話をいただいている。現在空き家は2戸である。どちらも従前の入居者の事情があり、建物の中が相当ひどい状態だと聞いている。従前の入居者の相続もあるのか、物品等も残っている。趣旨は理解できるが、新たに住むとなると相当な経費を要するため、現在活用には至っていない。運動団体との協議が必要だということではなく、住宅の状況により貸出しできていない状況である。

<西口委員>

将来的には改修する必要がある。ずっと放っておくわけにはいかない。予算がつけば改修して貸す等の方向性は持っているのか。

<土木建築部施設担当部長>

小集落改良事業自体が、あと何年かすれば当初の事業の耐用年数を迎えるため、払下げ等いろいろな問題も出てくると考える。現在の空き家に関してはおそらく今後も市営住宅として運営していく物件であると考えている。予算化できて、改修工事や相続等の物品の整理ができれば使うことは可能であり、そういう方向に持っていきたいと考えている。

<並河委員>

空き家については固定資産税等があり、そこから調べれば持ち主が分かると思うが、連携しているのか。市外に住んでいる人に情報を提供し、空き家バンクに登録していただく等の方向性は。

<土木建築部施設担当部長>

持ち主の特定については、税情報や住民票、戸籍情報、水道等の公共料金の情報等を活用し、所有者を特定しているところである。それを綿密にするために関係課の調整会議を作り情報共有を図っている。今後もその方向で取組んでいきたい。

<藤本委員>

空き家を壊すにもお金がかかり、更地にすれば固定資産税が5～6倍になる。条例を制定した上で、空き家バンクに登録してもらい、更地にしても5年間は税金を上げない等の対策は考えているのか。

<土木建築部施設担当部長>

更地にすれば住宅特例が取れて固定資産税が6倍になるというのは、法で定められた内容であり、市条例で変えることは難しい。命令・勧告等を行えば、そういう状況になっていくので、それは空き家対策の1つの方策として行っていきたい。現在、国においても空き家の撤去・利活用に関しての補助メニューを揃えているが、現在のメニューは跡地が公園など公共的なものであれば補助金が出るという内容になっており、土地も要らないという人には使えるが、それ以外の人には使いにくい内容になっている。もう少し使いやすいメニューを国へ要望していきたい。市独自で補助金等を創設することは、財政的なこともあり現在のところは計画していない。国のメニューと合わせて行いたいと考えている。

<藤本委員>

市民や自治会からの通報によってデータベース化していくとのことである。しっかりと市民や自治会からの通報が寄せられるようにされたい。市に言っても何もしてくれないと諦めている人もいる。しっかりと自治会から通報が入るような体制を考えているのか。

<土木建築部施設担当部長>

現在も日々、市民や自治会を通して連絡いただいている。その物件については現地調査・所有者特定・啓発等を行っているが、なかなかすべての物件に対して所有者の特定等ができなかったり、啓発等の文書を送っても対応していただけないこともあり、通報された人にとっては期待外れになることもあるかもしれない。ただ、常に窓口は建築住宅課で開設している。現在も数は増えてきているが、今後とも広報等で市民に知ってもらう努力はしていきたいと考える。また、通報後の対応についても、今は啓発のみであるが、条例・計画が進めば、それに基づいて行政指導や勧告等を含めて行っていきたい。

<石野副委員長>

旅籠町で危険な空き家がある。前が府道であり、現在カラーコーンが置いてある。明日、亀岡祭の鉦が並ぶような場所であり、景観的にも悪い。条例で行政代執行ができるように書いてある。持ち主が分かっているので、強力な条例を作り、1日も早く解消しないと、長い間そのままである。

<土木建築部施設担当部長>

以前から相談等が多い物件であり、所有者も特定できている。文書だけでは対応できないので、直接面談の上で指導等を行っている。瓦が落ちそうになっているのだが、本人は、万が一落ちて怪我をされたら訴えてもらって結構だという言い方をされている。現在の状況では手が出せない状況である。今回定めている緊急的な安全措置により、特に危険が迫っている場合には、そのような物件に対して、落ちそうなものを外してもらったり、網をかける等の対応ができるようになるかと考える。

<明田委員>

当該地はH商店街の中心地であり、道路にカラーコーンが置かれている。早く措置されたいという要望も多いため、よろしく願います。

<奥村委員長>

個々の事例がいろいろあると思うが、関係各課と調整しながら、速やかに進めていただきたい。

[土木建築部退室]

11:45

3 その他

<奥村委員長>

事務局から説明願う。

<事務局主任>

次回の月例については産業観光部と上下水道部から行政報告の申し出を受けている。内容は国営ほ場整備の進捗状況について、簡易水道の統合等に伴う条例の整備についてである。

<奥村委員長>

日程はどうするか。

[日程調整]

<奥村委員長>

では月例は11月30日の午前10時からとする。

なお、1つ報告がある。昨日、土木建築部から予算の組替えをしたいとの申し出があった。曾我谷川の久保橋の架替え工事を本年2500万円で予定しており、平成28年度の繰越しの250万円と平成29年度の予算を足してする予定であった。しかし、平成28年度の繰越しの250万円については、平成30年3月31日までにしなければならないが、その工事が終わらず、その250万円を使うことができない。しかしそれは国に返せないため、市内で行っている橋の傷み具合の調査に使いたい。平成29年度の予算があるが、それを使わず、久保橋で予定していた平成28年度の250万円で実施するとのことである。結果的には同じ事業をするのであるが、予算の組換えをしたいとのことであり、それを私の方に言ってきた。国・府・市の交付金の関係だけのことであるため、私から皆に報告するというにしておいたが、それでよいか。(了)

散会 ～11:53